

二級河川 古座川水系 河川整備計画（原案）について

平成30年6月8日

和歌山県

目次

1. 第11回和歌山県河川整備審議会河川整備計画部会（H30.2.20）
でのご意見とその対応について 2
2. パブリックコメントでのご意見とその対応について 9
3. 其他のご意見等とその対応について 17

第11回河川整備計画部会（H30.2.20）でのご意見とその対応①

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第1章 古座川水系の流域及び河川の概要		
1.1 流域の概要		
1.1.2 地質		
1	地質図について、日高川層群は流域の一部に分布する程度であり、主体として分布しているとは言えない。また、田辺層群は熊野層群であると思われる。	ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。 【本文P3 1.1.2 地質】 【参考資料P5 1.1.2 地質】 『流域の地質は、四万十帯に相当する 日高川層群 と牟婁層群が主体として分布しており、砂岩と泥岩の互層、礫岩から構成される。また流域の東部では、 田辺熊野層群 が分布し、砂岩・泥岩・礫岩で構成される。』

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第1章 古座川水系の流域及び河川の概要		
1.1 流域の概要		
1.1.4 歴史・文化・観光		
2	古座川弧状岩脈がどのように形成されたか記載したほうが良い。	ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。 【本文P4 1.1.4 歴史・文化・観光】 【参考資料P7 1.1.4 歴史・文化・観光】 『流域には約1500万年前 から に隆起した古座川弧状岩脈が形成されており、岩の形状を由来とする民話が数多く伝承されている。』

— 修正箇所 — 記載済箇所

第11回河川整備計画部会（H30.2.20）でのご意見とその対応②

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第1章 古座川水系の流域及び河川の概要		
1.1 流域の概要		
1.1.5 土地利用		
3	土地利用の区分別の割合を集計すれば、全体となるように記載したほうが良い。	ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。 【本文P5 1.1.5 土地利用】 【参考資料P16 1.1.5 土地利用】 『古座川流域の土地利用は、山地が96%以上を占めており、水田・畑が約1.4%、宅地が約0.5%、その他が約0.6%、 水域が約1.1% となっている（平成21年）。』

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第1章 古座川水系の流域及び河川の概要		
1.1 流域の概要		
1.1.6 人口		
4	総人口について、数値を例示して記載したほうが良い。	ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。 【本文P5 1.1.6 人口】 【参考資料P18 1.1.6 人口】 『古座川流域（古座川町、串本町（旧古座町）、すさみ町）の人口は減少傾向にあり、平成27年の総人口 約1.1万人 は昭和40年から半減している。』

— 修正箇所 — — 記載済箇所 —

第11回河川整備計画部会（H30.2.20）でのご意見とその対応③

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第2章 古座川水系の現状と課題		
2.3 河川環境の現状と課題		
2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題		
5	流域の自然環境として、大塔山のブナ林を記載していただきたい。また、ツブラジイはコジイの名称が一般的である。	<p>ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。</p> <p>【本文P9 2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題】 【参考資料P39 2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題】 『古座川流域には良好な景観や野生生物の生息環境、地域のシンボルとなる巨樹や巨木が多く残されている。古座川・小川沿いの県立公園内には平井のカヤや成見川の天然林、県立公園外にも本州最南限のブナ林である大塔山原生林、三尾川八幡神社のスギ、や峰のツブラジイコジイなどが存在する。』</p>
6	ハッチョウトンボの重要性について、他の重要な生物種と同じ表現方法に統一し、記載するほうが良い。	<p>ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。</p> <p>【本文P9 2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題】 【参考資料P33 2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題】 『昆虫類は、世界最小のトンボであるハッチョウトンボが重要種として確認されている。また、県のレッドデータブックと町の天然記念物に指定されており、直見（ぬくみ）地区の湿地では住民によるハッチョウトンボの保護活動が行われている。』</p>

— 修正箇所 — 記載済箇所

第11回河川整備計画部会（H30.2.20）でのご意見とその対応④

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第2章 古座川水系の現状と課題		
2.3 河川環境の現状と課題		
2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題		
7	<p>カワセミは水環境の良い溪流を代表する種であるとは言えない。また、コゲラ、エナガ、シジュウカラも豊かな森林をものがたる種とは言えない。</p>	<p>ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。</p> <p>【本文P10 2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題】 【参考資料P33 2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題】 『鳥類は、上流から中流にかけて水環境の良い溪流を代表する種であるカワセミやヤマセミなどが確認されている。なお、カワセミは河口部から上流域まで分布していることから、良好な溪流の水環境が全川にわたり存在していることがわかる。また、豊かな森林をものがたる主としてコゲラ、エナガ、シジュウカラなども確認されている。』 『<u>鳥類は、河口部から上流域までカワセミ、上流から中流にかけてヤマセミなどが確認されている。なお、水環境の良い溪流を代表する種であるヤマセミが分布していることから、特に良好な溪流の水環境が存在していることがわかる。また、流域ではコゲラ、エナガ、シジュウカラなども確認されている。</u>』</p>

— 修正箇所 — 記載済箇所

第11回河川整備計画部会（H30.2.20）でのご意見とその対応⑤

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第3章 古座川水系河川整備計画の目標に関する事項		
3.3 河川整備計画の目標に関する事項		
3.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標		
8	掲載図書の名称は正確に記載していただきたい。	ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。 【本文P13 3.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標】 【参考資料P44 3.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標】 『手付かずの自然が残る古座川流域の生物層は豊富であり、レッドデータブックに記載されている重要種も数多く確認している。』

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第4章 河川の整備の実施に関する事項		
4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項		
4.3.2 河川情報の提供による水防活動や避難行動の支援		
9	住民が自主的に行うものとして、防災活動よりも避難行動のほうが適切であると思われる。	ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。 【本文P17 4.3.2 河川情報の提供による水防活動や避難行動の支援】 『人命、資産などの被害を最小限にとどめるには、流下能力向上のための河川改修などのハード面の整備だけでなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解するとともに、自主的な防災活動避難行動を行うことが重要である。』

— 修正箇所 — 記載済箇所

第11回河川整備計画部会（H30.2.20）でのご意見とその対応⑥

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第2章 古座川水系の現状と課題		
2.1 治水の現状と課題		
2.1.1 過去の洪水被害の概要		
10	今回の整備計画により、平成23年9月洪水の被害はどれくらい軽減されるのか。	現況河道と整備計画河道について、氾濫解析シミュレーションを行い、浸水範囲、浸水深などの比較を行いました。結果、整備計画の対象区間において、浸水範囲の大幅な減少は認められないものの、主に下流域の人家密集地においては、浸水深で相当の減少が見込まれ、家屋浸水の戸数は約4割減少（床上浸水の戸数は約3割減少）するものと思われます。（参考資料P51～P58）
11	過去の主要な洪水において、家屋浸水の戸数の地域分布を確認できないか。	家屋浸水について、資料が確認できた平成23年9月2日（台風12号）を対象として、住宅浸水の地域分布の確認を行いました。（参考資料P59）

— 修正箇所 — — 記載済箇所 —

第11回河川整備計画部会（H30.2.20）でのご意見とその対応⑦

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方
第2章 古座川水系の現状と課題		
2.1 治水の現状と課題		
2.1.1 過去の洪水被害の概要		
12	過去の主要な洪水において、流域内雨量の地域分布を確認できないか。	雨量について、主要洪水で「主な洪水と被害状況」一覧表の洪水のうち、累計雨量が概ね同じである主な4洪水（平成2年9月19日（台風19号）、平成10年9月23日（集中豪雨）、平成13年8月21日（台風11号）、平成13年9月30日（集中豪雨））を対象として、雨量の確認を行いました。（参考資料P60）
13	過去の主要な洪水において、累計雨量は大きく変わらないが、被害に大きな差異が生じた理由を確認できないか。	平成13年8月21日（台風11号）は流域平均雨量において、洪水到達時間と同じ6hr雨量が250.9mmを記録しており、他洪水と比べて雨量が多い。併せて、小川流域を含む下流域でまとまった降雨があり、月野瀬地点のピーク水位が8.58mを記録しており、他洪水と比べて水位が高いことなどにより、大きな洪水被害が発生したものと思われます。（参考資料P60）

— 修正箇所

— 記載済箇所

パブリックコメントでのご意見とその対応について①

実施期間	平成30年4月12日(木)～平成30年5月11日(金) 30日間
閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁河川課 ・ 県庁情報公開コーナー ・ 東牟婁振興局串本建設部総務用地課 ・ 古座川町役場建設課 ・ 串本町役場建設課 ・ すさみ町役場 ・ 県庁河川課ホームページ
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県ホームページ 和歌山県情報館県民意見募集ページ 河川課ホームページ 等
回答数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2件（14項目）

パブリックコメントでのご意見とその対応について②

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>古座川水系の洪水流量ですが、河川整備計画と七川ダム資料の数値の違いについて、確認をお願いします。河川の整備の基本となる事項のところ、平成23年9月洪水は4300m³/sとなっていますが、七川ダム資料では6040m³/sとなっています。また、河川整備計画の目標に関する事項のところ、平成13年8月洪水と同規模の洪水は2900m³/sとなっていますが、七川ダム資料では5597m³/sとなっています。河川の整備の実施に関する事項のところでは、七川ダムへの流入量は950m³/s、放流量は250m³/sとなっていますが、七川ダム資料では、流入量は1380m³/s、放流量は320m³/sとなっています。この数値の違いを正さないといけないと計画案自体がおかしい。</p>	<p>七川ダム資料の流量は、水位観測局で観測した河川水位から流量算出式（流量観測データから作成）により算出していますが、観測データの特性上、この流量算出式は中小洪水に対しては一定の精度を有していますが、平成23年9月洪水のような大規模な洪水については誤差が大きくなっているものと考えています。</p> <p>それに対して、河川整備計画の流量は、流域内外の雨量観測データから目標洪水流量を算出しており、その洪水流量について、水位観測データ、浸水実績なども含めて、様々な観点から検証を行い、妥当性を確認しています。</p> <p>なお、ダムの操作については、河川水位を参考資料としているため、ダム管理には支障ありませんが、流量の算出式については、今後、流量観測データを充実させ、見直しについて検討していく予定としています。</p> <p>また、河川整備計画においては、既往最大洪水（平成23年9月洪水）に次ぐ大きな被害をもたらした洪水（平成13年8月洪水）と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害を解消することを整備目標として、七川ダムにおける流入量・放流量を設定しており、七川ダム資料（ダム建設時に計画した流入量・放流量）とは異なります。</p>
2	<p>七川ダムには、ただし書き放流と言う防災でないダム防御の放流ができるので、このただし書き放流量をいかに減らすか、ダムマニュアルの変更やコンジットゲートの追加も考えてください。平成13年8月洪水時の最大流入量は1271m³/s、最大放流量は860m³/s、平成23年9月洪水時の最大流入量は1329m³/s、最大放流量は1268m³/sであり、ダムの計画規模の範囲内であったが、このような放流になっている。</p>	<p>機械式放流施設をもっているダムにおいて、洪水調節を続けた結果、貯水位が洪水時最高水位を超えることが予想される場合に、操作規則等のただし書きの規定により、貯水位に応じてゲート操作し、放流量を流入量まで増加させる「異常洪水時防災操作（ただし書き操作）」を行っています。</p> <p>この「ただし書き操作」の実施においても、ダムからの放流量がダムへの流入量を超えることはなく、放流量と流入量が同じになるまでの間も、下流における浸水被害の軽減に効果を発揮しています。</p> <p>また、平成23年9月洪水を踏まえ、異常出水が予測される時に、より早期に放流を開始し、可能な限り水位を低下させることにより、下流の浸水被害を軽減するために事前放流を実施しており、ご指摘のダムマニュアルの変更やコンジットゲートの追加をはじめ洪水調節の変更については、今後、下流における河道整備の進捗状況や降雨予測精度の向上等により、必要に応じて検討を行っていきたいと考えています。</p>

パブリックコメントでのご意見とその対応について③

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
3	<p>古座川は河口から高瀬橋下流の河原まで約6km、標高は約3m、1/2000勾配の緩やかな川です。しかし、平成23年9月洪水の時、古座橋の水位計と月野瀬の水位計の水位差は約6mにもなります。昨年10月22日台風21号による洪水（被害家屋7戸）の時でも、約5mの水位差です。この時のダム資料による流量は高瀬水位計では水位6.83m、最大流量は3826m³/sです。高瀬地区では平成13年8月洪水時と比べて約60cm低い状態です。この原因は、河内橋上流部の河内神社のところですか。ここがネックとなりこの水位差になるのです。ここを川幅160mにして、流量を確保してください。これが出来れば上流部の被害が劇的に少なくなるでしょう。古田地区の住民に川幅を広げることになれば協力していただけないか尋ねると、水害が無くなるなら協力いたしますとの返事でした。また、竹やぶは和歌山県の官地になっているとも聞きました。</p>	<p>古座川の河川整備は、将来的には、既往最大洪水（平成23年9月洪水）と同規模の洪水を安全に流下させることを目標としていますが、多大な費用と相当の期間を要することから、早期に一定の整備効果を発現させるための段階的な整備として、今回の河川整備計画では、これに次ぐ大きな被害をもたらした洪水（平成13年8月洪水）と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害を解消することを目標としています。</p> <p>ご指摘の河内橋上流部の河内神社の付近については、整備計画の目標流量に対し、流下能力が不足していますが、その上流の高瀬地区付近までの区間についても、同様に流下能力が確保されていないことから、計画的に河道掘削を行うこととしています。今回の計画規模以上の整備については、将来に向けた課題として整理しています。</p> <p>なお、工事の実施にあたっては、具体的な実施方法等について、地元や関係機関のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。</p>
4	<p>明神地区における洪水被害を減らすには、小川合流地点の改修です。本流の流れがまっすぐに下流に向くように明神住宅下流まで河川整備計画に入れてください。</p>	<p>古座川の河川整備は、将来的には、既往最大洪水（平成23年9月洪水）と同規模の洪水を安全に流下させることを目標としていますが、多大な費用と相当の期間を要することから、早期に一定の整備効果を発現させるための段階的な整備として、今回の河川整備計画では、これに次ぐ大きな被害をもたらした洪水（平成13年8月洪水）と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害を解消することを目標としています。</p> <p>また、小川合流部付近の古座川本川の沿川（明神地区）では、河川整備計画の目標流量に対して、家屋浸水は確認されないため、計画的に河川工事を実施する区間に位置づけておらず、将来に向けた課題として整理しています。</p>

パブリックコメントでのご意見とその対応について④

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
5	<p>南海地震、東南海地震の対策を考えているとき、今後30年において、80パーセント確率と言われていますが、水害は20年確率でなく、毎年台風時期になると心配をしている状態です。計画策定から概ね20年間となっていますが、10年間をお願いします。</p>	<p>河川整備計画は一般に20～30年後の中期的な河川整備の目標や具体的な整備内容を定めるものであり、古座川については整備期間を概ね20年としています。</p> <p>なお、河川整備の実施にあたっては、様々な機会を通じて予算確保に努め、事業の進捗を図りたいと考えています。</p>
6	<p>『地元関係者からなる古座川を考える会、学識経験者からなる和歌山県河川整備審議会においていただいたご意見を踏まえて、「古座川水系河川整備計画（原案）」をとりまとめました。』とあるが、古座川町民のほとんどが「古座川を考える会」なる会の存在すら知らず、会合が行われたことすら知らない状況なのにいかにも住民の意見を聞いて河川整備計画（原案）を作成しましたと言う事になっているのは全く以ておかしい。</p>	<p>河川整備計画の策定にあたっては、地元関係者の方々の意見を伺う公聴会（古座川を考える会）を1月17日に古座川町、1月18日に串本町にて開催しました。開催にあたっては、報道機関へ資料提供を実施するなど周知に向けた取り組みを行っています。</p> <p>また、パブリックコメントを実施し、住民の方々をはじめ、更に広く意見を伺い、河川整備審議会で再審議することとしています。</p>

パブリックコメントでのご意見とその対応について⑤

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
7	<p>ダムによる濁水の影響には一言もふれられていない。特に事前放流の運用が始まってからの濁水の長期化は酷く昨年の6月1日から8月31日においてはダムから下流は期間の半数以上も濁りが強い状況であった。この期間の大きな増水は2回あり、ダム上の河川は2～3日もすれば濁りがとれていたにもかかわらずである。河川環境を重要視するのであればこの問題は避けて通れないものであり、ダムによる濁水をおさえるあらゆる手段を検討し実行する旨を必ず河川整備計画書へ記載して頂きたい。</p>	<p>七川ダムは治水目的を有するダムのため、洪水により山地からダム湖に流入した濁水を、洪水後、速やかに排出しており、ダムによる濁水期間の影響は限定的であると考えています。</p> <p>また、ダムの事前放流については、平成23年9月洪水を踏まえ、異常出水が予測される時に、より早期に放流を開始し、可能な限り水位を低下させることにより、下流の浸水被害を軽減するために実施しているものであり、治水上必要なものであると考えています。</p> <p>なお、七川ダムでの昨年の6～8月の事前放流は以下のとおりです。</p> <p>(参考)</p> <p>平成29年6月～8月 事前放流回数 0回 予備放流回数 1回 (実施期間 3.75日)</p>
8	<p>ダムの運用方法は河川環境にとって重要なファクターである。古座川においては、昨年だけでも夜間放水を完全に停止するなど河川環境の維持を放棄したような運用がたびたびおこなわれ、また、事前放流をした方がいいが雨が降らずに何週間もどぶ川のような異臭のする水を流し続ける事もあった。古座川にとって鮎は大きな観光資源である。2月下旬から遡上が始まり6月1日の鮎の解禁、10月下旬から1月まで続く鮎の産卵、それぞれに時期に適正な放流が行われないと鮎への打撃はもちろん、古座川への釣り人が減り観光にも影響が出る事を肝に銘じて運用を行ってほしい。</p>	<p>七川ダムは治水と発電を目的とした多目的ダムのため、流水の正常な機能の維持を目的としていませんが、発電の運用により、流況を安定させています。発電の運用については、発電に使えるダムの容量の範囲内で可能な限り下流河川への影響も考慮して、放流量を決めています。</p> <p>ご指摘の夜間放流の停止については、昼夜間とも発電を実施した場合、貯水量が低下し続け、放流を昼夜問わず完全に停止する事態が想定される場合もあることから、可能な限り昼間の放流を継続するため、やむを得ず夜間のみ発電を停止しているもので、降雨の状況により年に数回発生しています。特に昨年は降雨の状況から、ダムへの流入量が少なく、夜間停止が多くなりました。</p> <p>また、事前放流については、異常出水が予測される時に、より早期に放流を開始し、可能な限り水位を低下させることにより、下流の浸水被害を軽減するために実施しているものであり、治水上必要なものであると考えています。なお、事前放流後の降雨により、ほぼ発電に使えるダムの容量は回復しています。</p>

パブリックコメントでのご意見とその対応について⑥

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
9	<p>いま、火振り漁の解禁は9月20日で夏の風物詩ではない。これ一つを見ても現状を確認することなく過去の情報をコピペしているだけだと言う事がわかる。また、河川環境の悪化等によりアユの遡上数が減っている現状において、産卵に向かう鮎を大量に捕獲する火振り漁は鮎資源の減少を促す要因であり風物詩として記載することはいかななものかと思う。</p>	<p>火振り漁は伝統的漁法であり、近年では秋頃に漁が行われていることから、ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。</p> <p>【本文P8 2.2.2 河川空間利用の現状と課題】 【本文P13 3.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標】 【参考資料P25 2.2.2 河川空間利用の現状と課題】 【参考資料P44 3.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標】</p> <p>『夏の風物詩となっている火振り漁と呼ばれる伝統鮎漁』</p>
10	<p>3年前の小川の直見地区の護岸工事による瀬替えを行って以降その下流に砂利が溜まる水が伏流する状態になっている。昨年はアユの遡上時期に表面を流れる水がなく長期間瀬切れが発生し、アユの遡上に影響が出ると共に、12月にも瀬切れが発生しアユが産卵するために下る事も出来ない状況であった。また、砂利の堆積を放置しておくこと水害の原因にもなりかねない。昨今の小川の河床の上昇の原因を探り、解消する方法を速やかに実行して頂きたい。</p>	<p>河川整備計画においては、支川の河川整備は将来に向けた課題として整理しており、維持管理の中で堆積土砂など流下阻害となるものは緊急性の高い箇所から対応していきたいと考えています。</p>

パブリックコメントでのご意見とその対応について⑦

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
11	<p>高瀬より下流の工事を計画しているようだが、高瀬より下流は古座川漁協が鮎の産卵場を保護するために禁漁区に指定している鮎の資源を保護する上において最も重要な場所である。河川整備計画（原案）には鮎の産卵場をどう担保するかの具体的な記載がないので調査を行い、住民、学識者、漁協などと意見交換を密にし鮎の産卵場が確実に担保できる方法を河川整備計画書に明記して頂きたい。</p>	<p>河川整備計画に基づく河川整備にあたっては、瀬・淵の連続構造や自然河岸をできるだけ保全するとともに、自然な透水性と空隙、植生をもった構造とするなど、多様な動植物の生息・生育の場として、良好な環境の保全及び周辺との調和に努めていくこととしています。</p> <p>工事の実施にあたっては、施工時期や施工範囲についての配慮はもとより、施工中の濁水対策をはじめ、できるだけ大きな石は川に存置し、自然な瀬、淵の形成に資する配慮など、魚類等の多様な動植物の生息・生育環境への影響低減に努めていきたいと考えています。</p>
12	<p>いま、杉や檜が植林された山の中には手入れされることなく放置されたままの山も多い。それらは山肌に陽が射さない為、下草や低木が育たず山肌が砂や瓦礫の状態になっている。林道や道路工事による土砂を含めそれらの砂や瓦礫が川に流れ込み、川を埋めてしまい川に棲む魚の棲み処や餌場を奪っている。河川整備計画（原案）では「流域の森林が適正に保全されるように、関係自治体、住民を始めとする多様な主体が行う」となっているが、どのような方策をとるのかを聴かせて欲しい。補助金を出して山林の適正な管理を促すのか、針葉樹人工林を生物の多様性を目的とし広葉樹林へと転換していくのかなどの具体的な方策を示してほしい。</p>	<p>河川管理者として実施する内容が不明確であるため、ご意見を踏まえて、本文を下記のとおり修正します。</p> <p>【本文P18 4.3.5 森林保全】 【参考資料P50 4.3.5 森林保全】</p> <p>『<u>河川への雨水の流出増加を抑制する観点から流域の森林が適正に保全されるように、森林行政の関係機関、関係自治体、住民を始めとする多様な主体が行う森林保全に向けた取り組み等と連携を図り、河川管理者が行う広報活動を通じ周知、啓発に努める。とともに、森林保全の啓発や開発許可制度の運用に協力していく。</u>』</p>

パブリックコメントでのご意見とその対応について⑧

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
13	<p>長迫地区の道路工事では台風による雨で側面が崩落し大量の土嚢袋とともに土砂が川に流れ込んだまま数年放置されたままである。数年前に除去して欲しい旨を串本土木事務所に言ったがなんら対応していない。河川環境の悪化について県がどこまで問題意識を持っているのかも知りたいので、この工事により大量に流出した土砂と土嚢袋を何年も放置したままの状態にしておくのは何故なのかを是非知りたい。</p>	<p>ご指摘の大型土嚢については、現在事業中である国道371号の道路改良工事において、従前の天然河岸を保護する形で、工事用道路を設けており、残工事が完了した時点で道路工事により撤去するものと串本建設部より聞いています。</p>
14	<p>最後に河川整備計画（原案）とはこの程度のものでいいのか！？学識経験者、住民（県が恣意的に選んだほんの一部の住民）の声を聴いた上で十分に検討して河川整備計画（原案）を作成したと言っているにも拘らず、それぞれの問題に具体的な方策の提示がなく、これでは県が行うことに対しての是非がわかりづらい。今後、古座川町内の防災放送などを使い住民の多くに告知し多くの住民が参加できる公聴会を開き具体策を決めた上で再度検討すべきである。</p>	<p>河川整備計画については、河川法に基づき、浸水対策などの「治水」、渇水時の水利用調整などの「利水」、工事の影響軽減や河川空間利用などの「河川環境」について、それぞれの整備目標を定め、河川管理者（県）が行う整備内容を定めているものです。</p> <p>河川整備計画の策定にあたっては、地元関係者の方々の意見を伺う公聴会（古座川を考える会）を1月17日に古座川町、1月18日に串本町にて開催しました。その上で、学識経験者の意見を伺う河川整備審議会を2月20日に開催しました。開催にあたっては、それぞれ報道機関へ資料提供を実施するなど周知に向けた取り組みを行っています。</p> <p>また、パブリックコメントを実施し、住民の方々をはじめ、更に広く意見を伺い、河川整備審議会にて再審議することとしています。</p>

その他のご意見等とその対応について①

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>河内島付近の水辺については、河内祭りの祭事が行われ、地域の交流の場として親しまれており、地元自治体としても、今後、更なる水辺利用を促進させたいと考えており、河川整備にあたっては、こうした取り組みを踏まえ、可能な限り配慮していただきたい。</p>	<p>河川整備計画の目標に関する事項において、河川利用にあたっては、河川特性等を考慮のうえ、水辺に近づきやすい工夫等に努めることとしており、ご意見を踏まえて、河川の整備の実施に関する事項の河川利用に下記のとおり追記します。</p> <p>【本文P17 4.2.2 河川維持の種類及び施工の場所】 【参考資料P49 4.2.2 河川の維持の種類及び施工の場所】</p> <p>『<u>河内島付近の水辺については、古くから伝統祭礼を通して地域の人々の交流の場として利用されており、河川整備にあたっては、地域住民をはじめ関係自治体等と連携し、水辺の利用環境の向上に努める。</u>』</p>